

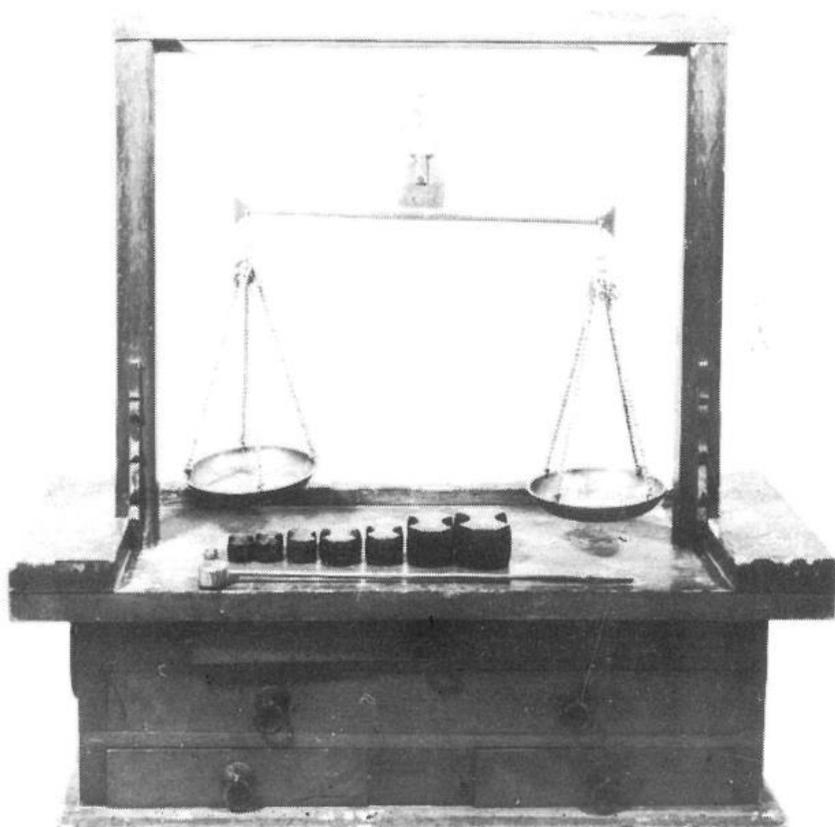


民俗博物館だより

Vol. XIV

No.3・4 合併

1988 3. 30



▲ ゼニバカリ (東吉野村 木津川)

目 次

大和民俗公園及び県立民俗博物館	1
公園区域の拡大について	2
大和高原の民家(大和の民家 ㊸) - 旧松井家住宅について -	15
民俗資料聞き書き短信	
④ 吉野郡大淀町持尾の年中行事	19
民俗公園だより・お知らせ	23

大和民俗公園及び県立民俗博物館

大和民俗公園および奈良県立民俗博物館は、近世の城下町として独特の歴史的風土を残す大和郡山市の北西に位置している。この付近は、標高100mほどの丘陵地帯で、小さな谷にそって水田が複雑に入り込み、県立矢田自然公園となっている矢田丘陵を背に緑の多いのどかな風景をとどめている。また、この丘陵中腹には、矢田寺・松尾寺の古刹が点在しています。

① 大和民俗公園

この公園の広さは、現在約20ha。この内に公園の中央館である民俗博物館を中心に、児童が伸び伸びと自然の中で遊べる児童広場、県下の代表的な民家を復原した民家集落、緑地に囲まれた休憩広場、またはショウブ園や水車小屋など公園内には自然にマッチした各施設がある。公園内は回遊できる遊歩道、また便所や休憩所、水のみ場なども適所に設けています。

② 奈良県立民俗博物館

昭和49年に開館し、郷土の伝統的な風俗習慣やそれに伴う生活用具を収集・保存し、一般公開（展示）しています。現在、有形の民俗文化財（民具）を約20000点收藏しています。

展示では民具を通じ、単に羅列で終わるのではなく、テーマを設定し具体的な日々の暮らしを復原し、理解を深めるように工夫しています。

▽常設展の展示テーマ

【大和の農村の暮らし】稲作コーナー 県北西部の奈良盆地（国中）が稲作の中心となっていますが、その地方の農作業工程を展示し、人々の工夫のあとを紹介。

大和のお茶コーナー 同じ農村でも奈良県北東部の大和高原は茶の産地であり、その製茶工程を通じて民具と人々のかかわりを展示しています。

【大和の山村の暮らし】山の仕事コーナー 県の約六割を占める吉野山地では、昔から進んだ造林方法がとられてきました。生態的

な展示方法で森林から伐り、出し、運搬、加工までの作業工程を紹介。

生業を支えた職人コーナー 稲作・大和のお茶・山の仕事のコーナーで展示している鍬や鋤をはじめ、種々の道具をつくった職人の中で、特に鍛冶屋・檜木屋の道具を紹介。

▽特別展「明治・大正・昭和生活資料展」

明治20年11月に奈良県となって、昨年百年目を迎えたのを機に、民俗文化財（民具）を通して県民の歴史を振り返ることを目的に、この百年間に使用した庶民の生活資料が多く展示しました。（昭和63年6月30日まで開催）

【ビデオ学習室】

民俗文化財の中には有形の「民具」と無形の「伝承」（まつり・わらべ唄など）があり、「民具」は展示場で「伝承」はビデオ学習室で見ることができます。学習室では、県下の人びとの生活に育まれた無形の民俗文化財を映像を通して学習できます。

③ 民家集落

大和民俗公園内には、県下の代表的な古民家を移築復原しています。県内の環境や風土・文化から、公園内に町屋、国中、宇陀東山、吉野の四つの集落群を構成しています。移築復原された民家は、国または県の重要文化財に指定されているもので、現在7軒の民家を公開中。

町屋集落＝旧臼井家住宅（重文）、旧鹿沼家住宅（県指定文化財）。

国中集落＝旧吉川家住宅（県指定文化財）、旧萩原家住宅（同）。旧赤土家離座敷。

宇陀・東山集落＝旧岩本家住宅（重文）、旧松井家住宅。

吉野集落＝旧木村家住宅（県指定文化財）。



▲ 公園の民家集落

公園区域の拡大について

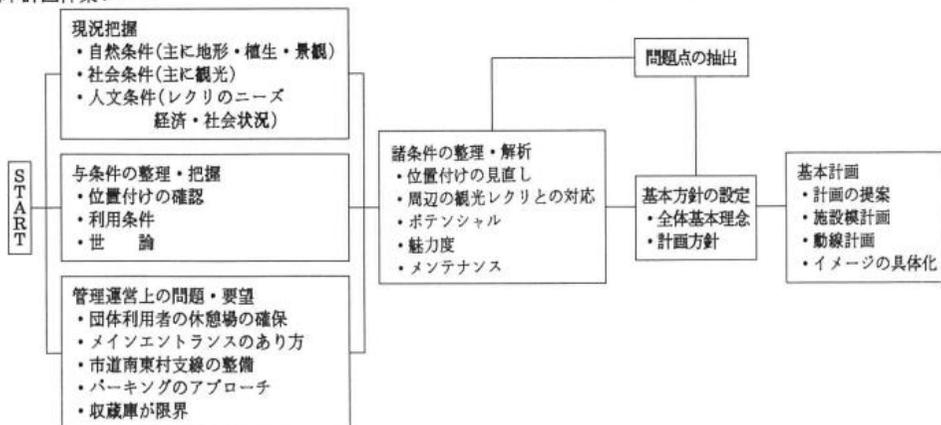
槇村光司

民俗博物館と移築民家のある都市公園として昭和50年度より整備を進めてきました大和民俗公園は、13年目を迎え新たに公園区域を追加拡大することとなりました。昭和50年12月に都市計画決定された20haの区域は、昭和49年11月に開館された民俗博物館を含めて、現在までに概ねの整備が完了してきて、県内はもちろん県外からも多数の来館・来園者に親しまれています。既に10数年の実績を残してきました公園、博物館ではありますが、その間の社会状況の変化もみられ、利用・運営上の諸問題、レクリエーション形態の多様化などに対応すべき社会的要請が強くなってきました。当初の計画時点でも懸案でありました駐車場問題の解決をもふまえて、昭和62年8月に既存区域20haに6.6haを加えて区域拡大の都市計画の変更がなされました。この変更決定に先立ちまして、区域拡大に伴う基本計画の策定調査を実施してきました。ここでこの調査報告のあらましについて説明いたします。

I. 基本計画作業のフロー

当初の計画の策定時点から、既に10数年の時の経過がありますので、与条件の整理・管理運営上の問題点・社会的要請などの抽出を基本に整理・解析を行ない、下図のようなフローで作業を進めていきます。

基本計画作業フロー



II. 現況

1. 位置・面積及び周辺概況

大和民俗公園は奈良県大和郡山市の北西部の矢田丘陵に位置し、昭和60年4月に都市公園として法律上の開設手続がとられました。既存区域の計画面積は20.0haで、併設の博物館とともに、奈良県の庶民の生活の歴史を知る上で貴重な資料を収集・保存・展示する民俗公園として広く県民に親しまれています。

拡大計画では、既存区域の南西部に隣接する田、畑、溜池、仮設駐車場の県有地を主体に、あらたに6.6haの公園区域を増設するものであります。

周辺は自然度の高い丘陵地で良好な景観を呈しています。また計画地の周辺の土地利用は、北西部に少年自然の家、北部には既存区域が隣接し、その他は山林となっています。

2. 道路・交通機関

周辺の道路現況は、計画地の南500mに県道矢田寺線がとおり、近鉄大和郡山駅に連絡しています。

計画地のすぐ近くへは、矢田寺線より分れた市道南東村支線が公園南西部に接続しています。ちょうど既存区域と計画地の間を市道が通りぬける格好になっております。

当然のことですが、このルートが公園への主要アクセスとなっています。将来的には都市計画道路外環状線が重要な意味をもってくることとなります。

交通機関としては、近鉄橿原線近鉄郡山駅より奈良交通バス矢田東山停留所下車が最も有力です。

3. 観光・レクリエーション

大和郡山市矢田丘陵東麓は北和観光ルートの一翼を担っている寺院観光コースとしてよく知られています。代表的寺院として金剛山寺(矢田寺)、松尾寺、東明寺、慈光院、法起寺、法輪寺そして法隆寺があります。奈良市の唐招提寺、薬師時とともに重要な観光ルートを形成しています。特に矢田寺は、別名アジサイ寺と呼ばれ初夏に多くの観光客を引きよせています。

自然系のレクリエーションでは、矢田丘陵の豊かな自然を活かして市立少年自然の家が公園に隣接しています。子供の森、追分梅林などと共にハイキングコースとして親しまれています。

また、スポーツレクリエーションの中心となる大和郡山市総合公園も整備されています。

III 位置づけ

大和民俗公園は博物館と移築民家を含み、都市公園としては特殊な公園となっています。当初計画でイメージされ、位置づけされたことが年月とともに希薄になったり、マンネリズムに陥る危険性をもっています。拡大計画を機にもう一度リフレッシュしておく必要があります。多面性をもっているので、一つ一つ検討を加え、さらに相互の関係を明確にしていきたいと思います。

1. 都市公園として

県北部矢田丘陵の一隅に位置する本公園は、都市計画上、都市基幹公園の総合公園とされています。大和都市計画区域における総合的な公園・緑地の配置計画等は「大和都市計画区域緑のマスタープラン」に位置づけられていますので、その概要を下の表のようにまとめます。

以上のように、本公園周辺には質の高い運動公園が位置していて、運動公園としての1人当たりの公園面積は充実しているといえます。

このようなことから、本公園で運動施設を負担する必要性は小さく、都市公園として要望の多い野球場、テニスコートなどの動きの激しい運動施設の計画は必要ではないと考えられます。しかしながら、健康体操やジョギング程度の運動には対応すべきであります。

本公園は総合公園とされていますが、公園の特殊性、特長的な性格から、単に名目的な総合公園とするよりも、歴史公園類似の特殊公園としてとらえるのが妥当であると考えられます。さらに民俗公園という誘致圏域の広さから、広域公園としても位置づけることができます。

2. 観光レクリエーション施設として

前に述べましたように、矢田丘陵一帯は北は西の京、唐招提寺、薬師寺から始まり南へ矢田寺、慈光院、松尾寺から斑鳩、法隆寺に至るまで観光レクリエーション地としてよく知られています。本公園はこれらの中ほどに位置してしまっていて、地理的には観光ルート的一端を担うところにあります。本公園の特殊性、また公の施設であることから、安易に観光ルートに組み入れられるべきではないと考えられますが、公園の機能と競合しない範囲で考慮されるべきであります。また立地条件より二次的な影響をうけることは無視することは出来ないと考えられます。

他方、観光とは多少質の異なる自然志向の野外レクリエーションの場としてポテンシャルをもっています。矢田丘陵は大部分が県立矢田自然公園の区域指定があります。特に本公園の近傍に自然公園の集団施設地区ともいうべき「子供の森」が設置されています。公園周辺によく残されています農山村景観と相俟って、「子供の森」と本公園を結ぶハイ

大和郡山市と関連する主な公園	種別	名称	特性
大和郡山市と関連する主な公園	都市基幹	大和郡山市総合公園	実質的には運動公園
		浄化センター公園	運動公園
	特殊公園	郡山城址公園	郡山城址を保存、復元する特殊公園
	奈良公園	わが国を代表する広域公園	
	広域公園	国営飛鳥歴史公園	飛鳥の歴史風土を保存する国営公園
		馬見丘陵広域公園	馬見丘陵の古墳群の保存と、周辺環境の保全する広域公園

キングコースが考えられます。このような自然系の野外レクリエーションは、本公園に隣接する「大和郡山市少年自然の家」が重要な役割を果たしています。この「少年自然の家」と本公園が相乗的に野外レクリエーションの場としての機能を高めることが出来ると考えられます。

3. 文化施設として

民俗博物館の設置趣旨から文化施設としての機能を概括しますと、県下の有形無形の民俗資料を収集・整理・保存・展示するとともに、これらの研究活動も含めることが出来ます。一方、移築民家は、県下各地域の失われつつある文化財的価値の高い民家を一ヶ所に集めて保存・展示されています。博物館と民家は人々の暮らしを対象とする点で、相乗効果をもたらすものであります。これらは極めて文化的な機能をもつもので、県下の小学生が学校教育の一環として博物館観覧に訪れるのは、文化的機能より派生する二次的な教育的効果であろうと理解することができます。主体となるのは、より広義な文化的側面としてとらえる必要があります。

4. 大和民俗公園総体として

上記の1, 2, 3の総合的調和のうえに大和民俗公園を位置づけることが出来ます。

IV 都市公園と博物館及び移築民家との関係

計画方針を設定する前に、公園と博物館、それに移築民家とのかかわりあいを明確にしておかなければ全体の正しい姿を認識することが出来ません。まず博物館及び移築民家の機能・考え方を明らかにして、都市公園とのかかわりあいを把握することとします。

1. 民俗博物館の機能

昭和26年に制定された博物館法によると、博物館は教養、調査研究、レクリエーション等の教育的配慮のもとに設置・運営されるものであると規定されています。民俗博物館を例にとっていえば、有形・無形の民俗資料を収集・保管し、それを展示、調査研究することとなります。博物館法にみられるこの趣旨は、法が制定された時代背景や法を所掌する行政機関（文部省社会教育局、都道府県教育委員会）や社会教育法第9条にみられるよう

に主として教育的目的から発生したと理解されます。しかしながら、本民俗博物館は設立当時より独自の歩みをしてきて、そこで当初の趣旨、目的、特殊性などを考慮した博物館機能を再確認する必要があります。

民俗博物館の機能は、次の二つに大別されます。一つは学術的な側面で、他の一つは社会教育施設としての機能であります。後者は展示、催物を主体とする側面でありまして利用者との直接の窓口であります。この二つの面は、前者が前提となって後者が成立する関係にあると考えられます。学術的成果がなければ社会的施設としての機能維持・保存は出来ないものと理解することが出来ます。特に本博物館では、規模、投資額、設立時期、それに公園、移築民家との一体性などによって他に類をみない特長をもっていることから、重要な社会的役割を担う必要性を認識しなければなりません。

このことを具体的に例示してみますと、全国に先がけて有形民俗資料の収集・保存を行ってきた本博物館は、その蓄積量だけでも貴重なもので、その整理・研究・保存について重大な社会的使命を担っているといえます。さらに対象とするものが、有形資料については実際の利用価値が、無形については本来の存在意義が失われてしまっているか、或いは失われつつあるものであります。それらの収集・保存は轍鮒の急を要するものであるといえます。

本博物館の有形・無形の民俗資料に関する業務を項目別に整理しますと、以下のように大別することが出来ます。

(有形民俗資料)

- ・ 民具の収集・整理・保存・研究
- ・ 民家調査・移築復元

(無形民俗資料)

- ・ 郷土芸能
- ・ 民俗行事
- ・ 風俗、習慣
- ・ 伝承技術等の調査記録

2. 移築民家と公園

民家の調査・移築復元については民俗博物館の業務の一環として把握しなければなりません。民家のとらえ方にも二面性がありま



す。一つは建築史的な面であり、建築学的なハードな部分を対象とするものであります。もう一つの面は、人々の生活の場として民家をとらえるものであります。前に述べたように本公園を的確に把握するため、勿論この二面からとらえなければなりません。

さらに公園との関係においては、都市公園法第2条第2項第6号の「公園施設」に該当し、同政令第4条第5項の「旧宅」として「教養施設」に分類されます。都市公園法が規定するのは民家が「公園施設」であるという外的要件だけでありまして、その具体的内容や教養施設としての内実は上記の二面から規定されます。公園は民家にとって受け皿であり、民家が正常に機能することによって公園の教養施設としての効用が発揮され、都市公園の機能が全うされることとなります。

この関係を視点をかえてみますと、建物外（館外）での博物館活動が重要なポイントであるといえます。つまり、本公園が野外博物館的な面を色濃くもっているということです。このような観点から、博物館活動が当然に建物の外でも行われることとなって、都市公園と博物館、移築民家と重疊の機能がさらに明らかになってきます。

3. 法律的な関係

公園、博物館、民家の法律的な関係の合理的と考えられる見解を示すと次のようになります。まず、民家については、前述のように都市公園法第2条第2項の「公園施設」に該当し、一部文化財保護法第27条の重要文化財の指定があり、奈良県文化財保護条例による県指定有形文化財の指定を受けています。これらは法律的に全く競合することがなく、むしろこれらの規定によって相乗的に設置効果が発揮されると解することが出来ます。

供用開始されている公園区域については、都市公園法及び奈良県立都市公園条例の適用があり、都市公園法は地方自治法第244条の2第1項の特別法であることには疑問はありません。また都市公園法による設置行為のない区域については都市計画法第53条、又は同法第65条の制限がかかっています。

博物館は奈良県立民俗博物館条例及び同管理規則によって設置・管理されています。従

いまして、当該条例は社会教育法をうけた博物館法が根拠ではなく、地方自治法第244条の2第1項をうけているのは当然に解釈されます。それゆえに本博物館は法律上の社会教育施設ではなく地方自治法第244条の2の「公の施設」であることは明白であります（地教行法第30条に博物館は教育機関とある）。従って、本民俗博物館の設置及び管理は教育委員会ではなくて知事の職務権限に属することとなり、教育施設というよりも文化施設として位置づけられています。

ここで都市公園としての民俗公園と、博物館との「公の施設」としての重複関係を整理しますと次のようになります。博物館は都市公園法2条により公園施設として規定され、都市公園法の立法時に予定されていた施設であるといえます。ところが、都市公園法及び同条例は博物館内部の管理にまで対応することが出来ません。別途管理条例が必要なこともまた都市公園法が予定しているところがあります。このことは、教育機関としての博物館であっても「公の施設」である博物館でも同様であります。博物館の設置管理に関しての博物館法が制定されたのは都市公園法の制定以前であり、都市公園法で博物館を公園施設と規定される時に当然にこの重複関係が予定されていたと考えるのが合理的であります。但し、管理の具体的事例に即し適用関係を整理しなければなりません。

V 計画方針の策定

1. 計画方針設定の要因

本公園の整備着手より、既に10数年の歳月が流れました。その間、社会・経済情勢も変化し公園に求められる機能、社会的要請も大きく変わってきました。価値観の変化と多様化に伴い、従来の経済合理追求から、生活の中にゆとり、うるおい、やすらぎなど心の充実が求められるようになりました。

文化活動の面でもカルチャーセンター、美術館等の建設、振興が提唱され各地域で独自の文化構想づくりが盛んになっています。そして、10数年の歳月の流れが本公園にも種々のことを要求しているように考えられます。

このような時代的背景と社会の要請、そし

て計画の考え方から問題点を抽出し、それを計画方針設定の要因としてとらえ、次のようにまとめました。

- ①民俗文化財の資料館及び伝統的な移築民家群を包含する都市公園である

全国的に先がけて開設された民俗博物館と県下に残された貴重な伝統的民家を移築・展示する都市公園、大和民俗公園として位置づけられている。

- ②自然度が高く、良好な丘陵・水田景観を呈している。

アカマツを主体とした自然林（二次林）とみどり豊かな矢田丘陵の景観が自然度を高めている。

- ③将来、アクセスルートが変わる。

都市計画道路外環状線が開通すれば、市道南東村支線のアクセスは外環状線よりの利用度が高くなり利用ルートが逆転する。

- ④公園拡大により動線計画が変わる。

計画地には駐車場や大規模な休憩所が必要とされていることから、従来の動線に大きな影響を及ぼす。

- ⑤団体利用者の休憩、食事に対応する場がない。

小・中学生などの団体利用者の食事をとる場所や雨宿り、休息の場所がなく屋根付きの大規模な休憩所が望まれている。

- ⑥収蔵庫の容量が限界である。

博物館本館の収蔵庫の容量が限界を越え、収容しきれない資料が前室に仮置きされている。

- ⑦遊び場としての機能が低い。

地域文化を活かした民俗公園として位置づけられているが、県民にとっては憩い、運動、遊びの場でもある。その視点からみると遊び場としての機能が低い。

2. 基本理念及び計画方針

計画方針は、当該地域の特色と運営上の問題とをふまえ、整備における基本的な考え方を取りまとめます。このため、ここで策定された計画方針は単に基本計画に活かされるだけでなく、実施設計、施工、そして維持管理へと続きます。一連の公園整備事業に反映されるものでなければなりません。

1. 基本理念

豊かな自然と歴史の香り高い地域性、そして大和民俗公園の特殊性を活かしながら利用者の多様なニーズに対応した「空間の創出」に努め、さらに21世紀で強く求められている、ゆとり、うるおい、やすらぎなどがイメージできる質の高い計画を試みる。

2. 具体的計画指針

- ①豊かな自然と歴史性を活かした景観計画とする。それは、自然度の高い現況林を保存、活用するとともに大和地方の歴史的景観を活かした計画である。

- ②アクセスルートの変更を始め、大規模な休養・便益施設の導入が必要とされていることから、開設部及び隣接施設と一体となった動線計画を図る。

- ③団体利用者を収容できる大規模な休憩所を必要とする。また、民俗博物館の特性を活かした体験学習講座などに対応できる多目的なものとする。

- ④本館収蔵庫の容量が限界を越えていることから、新たに収蔵庫を計画する。

- ⑤世界各国からの寄贈木による「記念の森」を計画する。これは園内の植栽計画と調和するように配慮する。

- ⑥県民のレクリエーション利用の中で、その対応施設として若干整備レベルが低いと判断される遊び場の充実を図る。それは遊器具の設置ではなく、自然とのふれあいから遊びを創造するものであり、修景施設にそれらの機能を持たせることである。

- ⑦大和川流域の総合的な治水計画の一環として、計画地に雨水貯留機能を持たせる。

VI クラフトパーク構想

基本計画のハードな部分については前に述べました基本理念及び具体的計画指針で明らかになったと思いますが、公園計画の極めてソフトな部分での大きな方向を「クラフトパーク」構想に求めることとします。以下クラフトパーク構想を説明します。

1. 趣旨

近年の所得水準の向上に伴い余暇時間の増

大、価値観の多様化など、著しい社会情勢の変化がみられます。このことはレクリエーションについても顕著な傾向を示しています。いわゆる“Do it yourself”と呼ばれ、自ら制作することが創造的レクリエーションとして位置づけられ、新しいレクリエーションの一形態として認知されています。

「地域の活性化と個性豊かな地域づくり」という迎えるべき21世紀への指針が掲げられるなかで、伝統的技術を基盤とした地場産業の活性化と伝承技術の保存・復元という教育的文化の分野を都市公園という場において、創造的・文化的レクリエーションに発展させるためクラフトパーク構想を提案するものがあります。

従前より、大和民俗公園は民俗博物館と移築民家のある特徴的な都市公園として広く県民に親しまれていますが、公園区域の拡大を契機に、これにクラフトパークとしての機能をもたせるものであります。これによって、県民の郷土文化に対する意識の高揚をはかり、文化活動を通じた多面的地域的コミュニティを形成するとともに、シルクロード博覧会後の本県文化行政の柱の一つとして個性豊かな地方文化の拠点とするものであります。

2. レクリエーションと伝統工芸

レクリエーションと伝統工芸の結びつきは、今日のカルチャーセンターの隆盛をみるように、文化的な創作趣味が核になっていることを示しています。人間の本質的欲求の一つとしてとらえることができる創作活動は、これからのレクリエーション活動の方向を示すとともに、多様化と質の変化に対応できるものと考えています。

伝統工芸は美的・芸術的領域にまで高められたものであり、レクリエーションとは三つの段階で結びついています。

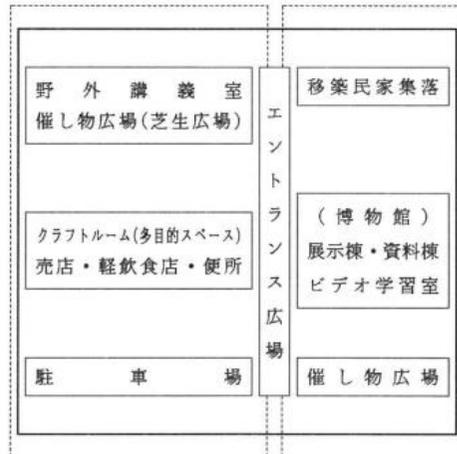
- ①見る。 専門家の作品や製造工程を見る。地域文化を認識させる教育的効果とレクリエーション効果を併せもつ。
- ②作る。 自ら制作することによって、人間の本質的な欲求を満足させ、質の高いレクリエーション効果をもつ。

- ③買う。 売店、催し物会場などでショッピングすることによって観光的レクリエーションと関わる。

3. 民俗博物館と伝承技術

民俗博物館は県内の庶民の生活の歴史を知るうえで貴重な有形・無形の民俗文化財を収集・保存・展示・研究する役割を担っています。このうち無形民俗文化財は主としてビデオレコーダーを媒体に博物館業務をすすめています。伝承技術などは適切な保存・研究が不可能なものがあります。これからの生きた伝承技術の保存・復元は博物館業務の使命であります。利用者に見せるだけでなく実際に体験学習させることによって、より大きな教育効果が得られるものと考えられます。

機能構成概念図
 拡大区域：「作る」体験ゾーン・既存区域：「見る」ゾーン



クラフトパーク内で実施(体験)可能な伝承技術を分類すると次のようになります、その内訳をリストアップすると表に示すようになります。

- ① 伝統的な手工品製作技術
 [庶民が日常生活の中で工夫し、つちかてきた製作技術]
- ② 伝統工芸的な技術 A. 奈良県の特産品 B. 一般的な工芸品
 [専門的な職人が製作した技術の高度な工芸品]
- ③ 伝統的な生活技術
 かつて日常生活で製作してきたもので今日、見直してよいと思われる技術など
- ① 伝統的な手工品製作技術

(庶民が日常生活の中で工夫し、つちかっ
て製作してできたもの)

① 藁細工 (藁を材料としてつくられた
日常生活品・稲作の副産物
としての藁が使用された)

- イ ナワ：シメナワ、ミツナワなど
- ロ 俵、コモ、炭俵、フゴ
- ハ ワラジ、ゾウリ、雪グツ、牛のクツ
- ニ ムシロ、ガママシロ
- ホ ミノ (雨具として)
- ヘ その他の藁細工：宝船、ツルとカ
メなど

② 竹を材料としたもの

- イ 竹の箕、編み物
- ロ カゴ類
- ハ 漁具：モンドリ、ビク、竹のス
- ニ 竹の玩具：水鉄砲、竹トンボ、杉
鉄砲

③ 木を材料としたもの

- イ 木の樋、踏み台、ウスホリ
- ロ 木製の玩具：木のソリ

④ その他

- レンタンづくり
- マメタンづくり

2 伝統的な工芸的な技術

(専門的な職人が製作した記述的に高度な
工芸品)

A 奈良県の特産品

- ① 吉野の紙すき (吉野町窪垣内)
- ② 吉野葛 (大宇陀町 御所市戸毛 吉野
町吉野山)
- ③ 烏梅 (月ヶ瀬村)
- ④ 奈良晒 (奈良市)
- ⑤ 奈良蚊帳 (奈良市)
- ⑥ 大和緋 (奈良市)
- ⑦ 大和木綿 (御所市 大和高田市)
- ⑧ 一刀彫 (奈良市)
- ⑨ 墨屋 (〃)
- ⑩ 筆師 (〃)
- ⑪ 茶筥・茶杓 (生駒市)
- ⑫ 奈良うちわ (奈良市)

⑬ 鹿帳子【玩具】 (奈良市)

⑭ 素麵 (桜井市三輪)

⑮ 貝ボタン (三宅町 河合町)

⑯ 灯芯ヒキ (安堵町)

⑰ フジミ【藤製の箕】 (山添村遅瀬)

⑱ 皮細工 (菟田野町岩崎)

⑲ 角細工 (奈良市)

⑳ 奈良漆器 (奈良市)

㉑ 赤膚焼 (奈良市五条山)

㉒ 棕櫚表 (桜井市)

B 一般的な伝統工芸品

① 竹箕 竹カゴ (天理市檜 橿原市今
井 奈良市京終)

② 桶屋 (大和郡山市 下市町下市)

③ 三宝 (下市町下市)

④ ヘギ板 (〃)

⑤ 経木 (野迫川村今井)

⑥ 指物 (下市町下市 橿原市今井・
八木)

⑦ 曲物 (天川村洞川)

⑧ ヤロウ (十津川村武蔵)

⑨ 手削り箸【一本箸】 (野迫川村)
【割り箸】 (下市町下市)

⑩ 壺杓子 (大塔村篠原・惣谷)

⑪ 平杓子 (天川村塩野)

⑫ 和菓子 (奈良県各地)

⑬ 製菓 (御所市今住 吉野町吉野山)

⑭ 花火 (橿原市今井)

⑮ 紺屋【染め物】 (室生村下笠間)

⑯ 木地師【腕】 (吉野町宮滝)

⑰ 石工

⑱ 油しぼり

⑲ 高野豆腐 (野迫川村柞原・今井)

⑳ 下駄

㉑ 大工

㉒ 屋根屋

㉓ 左官

㉔ ニカワ (三宅町)

㉕ 皮革 (宇陀郡)

㉖ 鼻緒 (三郷町、王寺町、五条)

3 伝統的な生活の技術

(民具を使う伝統的な生活技術)

① 機織り【ハタオリ】 (衣料を作るため)

の技術)

- ① 綿づくり
- ② 糸づくり
- ③ 染物
- ④ 機織り
- ⑤ 麻糸づくり〔オウミ〕

② 農耕の技術

- ① 耕作方法（クワの使用 牛の使い方）
- ② かんがい方法（水車 ノツルベ）
- ③ 収穫方法（カマの使用 結ぶ方法・藁の保存）
- ④ 茶づくり【番茶】

③ 木材加工の技術

- ① 炭焼
- ② 柴・マキ
- ③ 木挽【板にする】
- ④ 樽丸【桶の材料】
- ⑤ クリモノ【木鉢など】

④ 伝統的な食べ物の技術

- ① 季節の食べ物のつくり方
柿の葉ずし、ナレズシ、ポタモチ、
チマキ、ヒシモチ
トチモチ、団子、木の実など
- ② 日常的な食べ物のつくり方
ミソ、ショウユ、漬け物、ユウベシ、茶粥、
イロゴハン、ヒエガユなど

⑤ 伝統的な遊び

- ① 童戯：ハネツキ、カルタ、オテダマ、オハジキ、アヤトリ、ユママワシ、タケウマ
- ② 娯楽：スゴロク、ハナフダ、ショウギ、百人一首

⑥ 民俗芸能

- ① 盆踊り、民謡、昔話、伝説
- ② 祭礼など

4. 企画・運営・管理

企画・運営・管理の基本的考え方を示すと次のようになります。

- ①公園拡大部にメイン施設としてクラフトルームを建設することが必要であるが、ハード部分よりもソフト部分が「かぎ」となることから、基本設計・実施設計の段階で企画・運営・管理について十分な検討がくわえられなければならない。
- ②実施に当って、関係部課が多岐にわたるので、予め十分な協議をし、外部民間活力の導入も考えなければならない。

各セクション相関図



- ③県下の地方文化活動の拠点とするため、取り扱う対象素材を一部に限定せず、期間を限った催物スタイルをとり多目的でフレキシブルなものとするのが望ましい。
- ④既存の類似事業、施設と競合しないことを前提とし、投資効果を最大にらしめるように配慮する。
exp.市町村の公民館活動、文化会館、民間カルチャー講座

I～VIをもとに、利用動向をふまえた施設容量の決定、ゾーニング、動線計画、景観計画、施設計画、植栽計画、駐車場計画など具体的な計画へと作業を進めるのですが、紙幅の関係で説明を割愛して、概要を示す次の図面の提示にとどめます。

大和民俗公園計画平面図

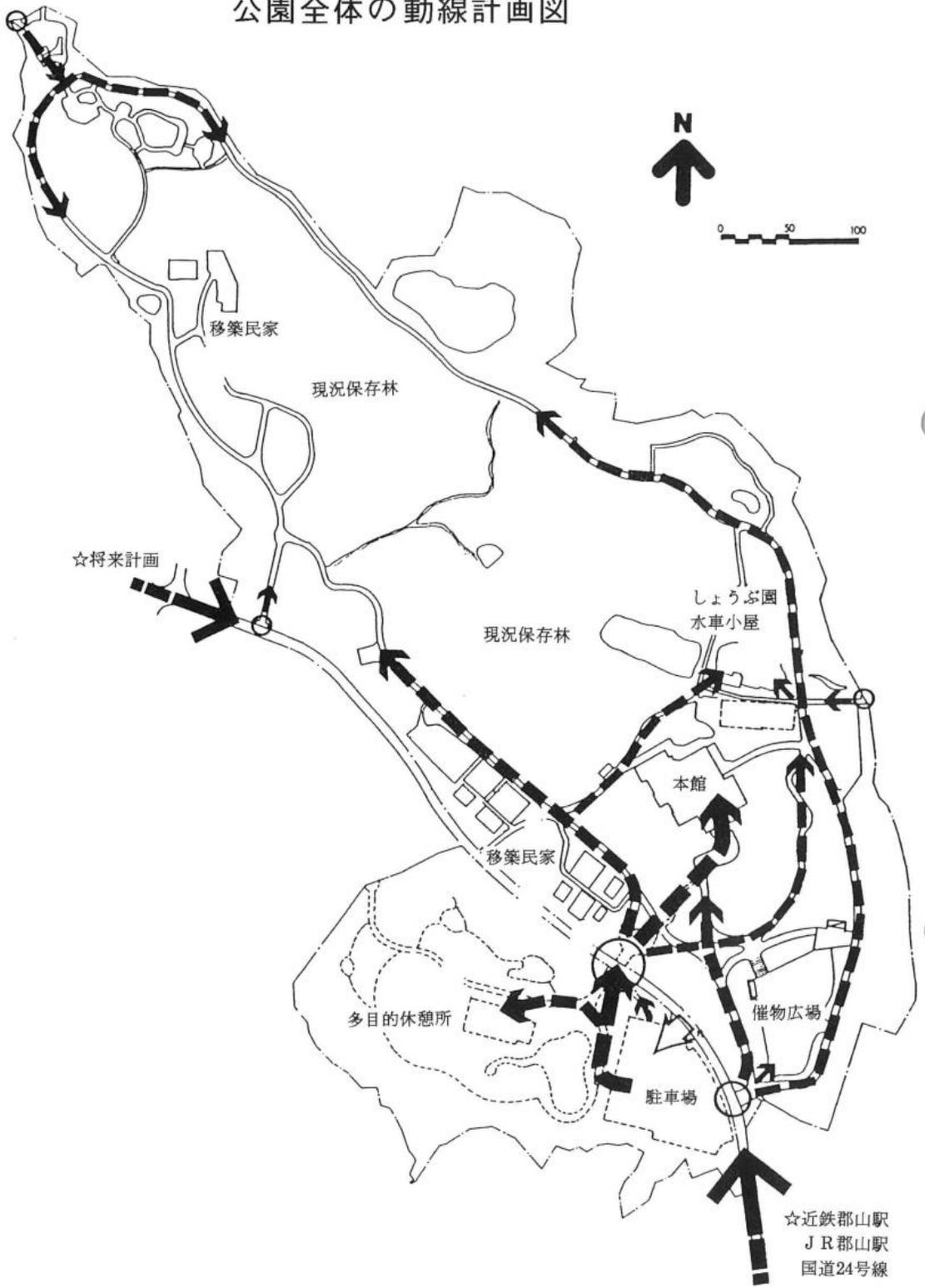
0 50 100



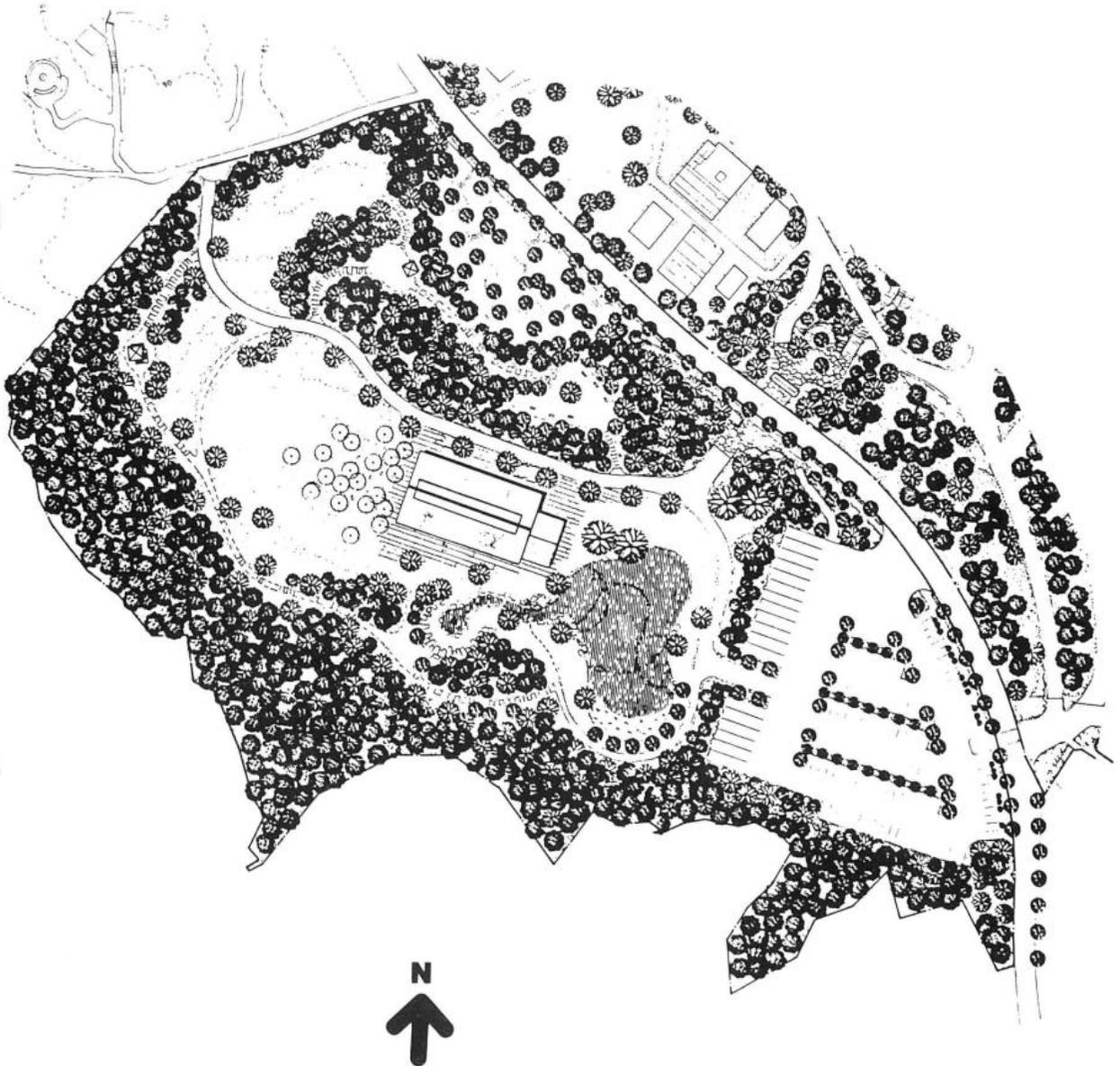
記号	名称
A	民俗博物館
B	催物広場
C	町家民家集落
D	国中民家集落
E	宇陀東山民家集落
F	吉野民家集落
G	児童広場
H	菖蒲園
I	駐車場
J	多目的休憩所
K	芝生広場



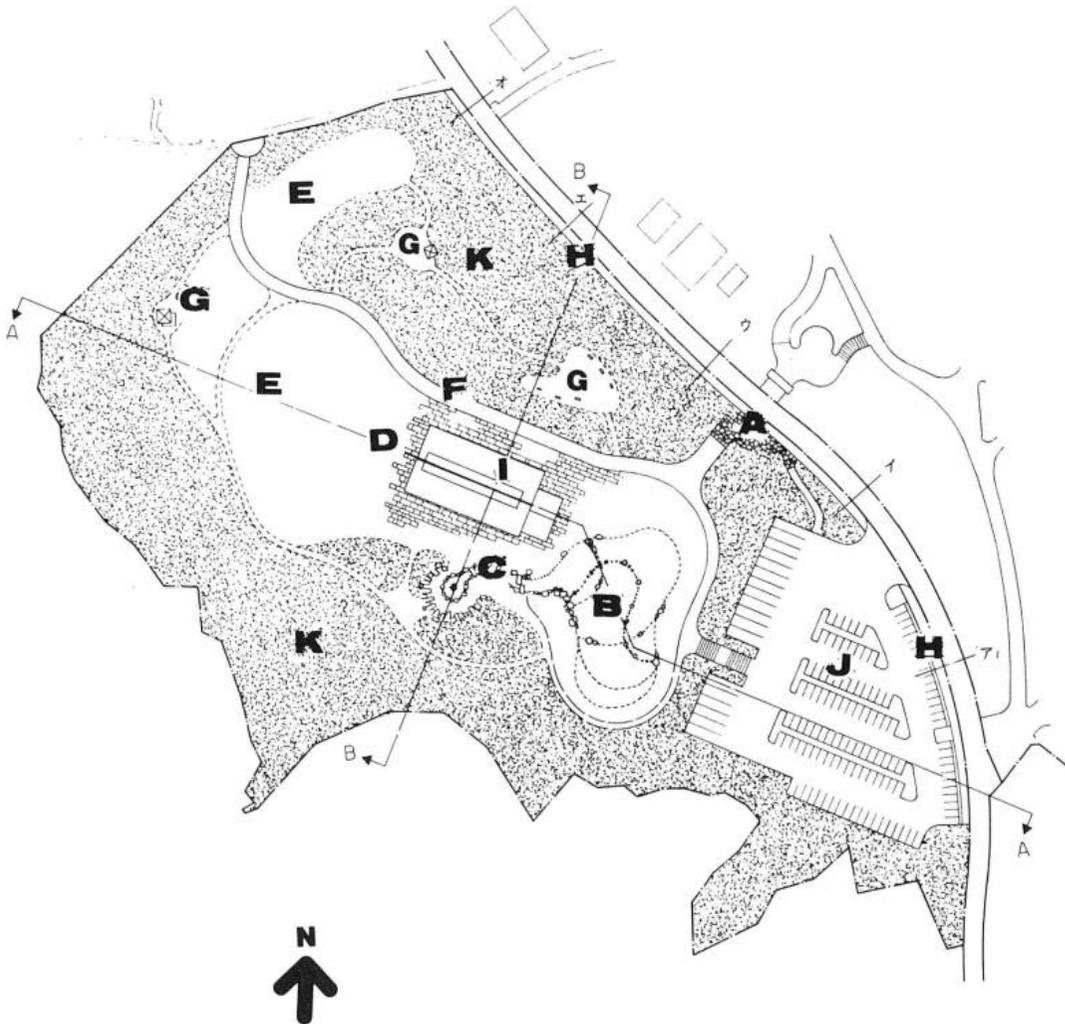
公園全体の動線計画図



拡大区域の計画平面図



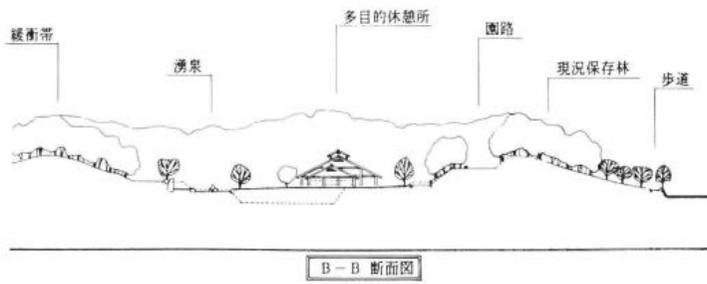
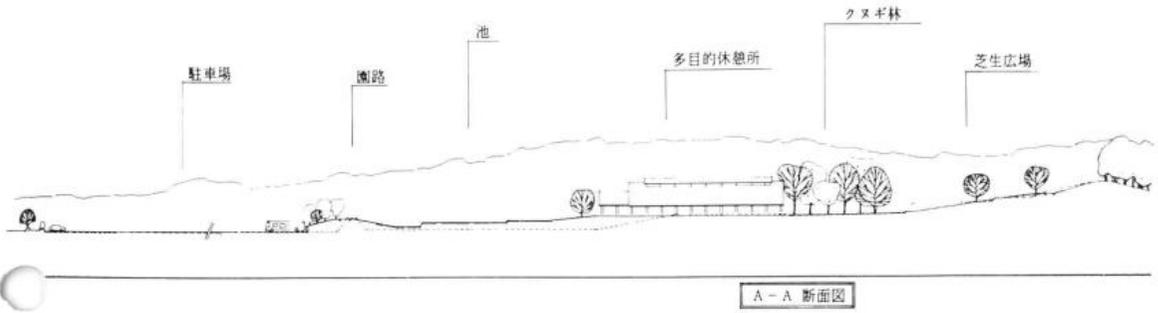
拡大区域の施設計画図



A	人口広場
B	池
C	流れ
D	セミナー広場
E	芝生広場
F	園路
G	展望所
H	歩道
I	多目的休憩所
J	駐車場
K	現況林・植栽地



拡大区域の標準横断面図



大和高原の民家 - 旧松井家住宅について - 長谷川 晋 平

はじめに

奈良県下で実在する伝統的民家の残存率は17世紀から19世紀にかけて建築されたもののうち、時代が下るにしたがって高くなります。

この内全国的からみて、現存最古に属し15世紀に遡る堀家住宅（吉野郡西吉野村所在）や、建築年代が明らかな内で最古のものに、1607年（慶長12年）建築の栗山家住宅（五條市五條所在）があります。

一方、個々の民家のほか、歴史的建造物群をなす景観状態の良い集落・町並が県内50数個所の地区に見られます。特に1650年（慶安3年）から19世紀にかけて建築された民家が約500戸群集する、橿原市今井町は世界的に注目されている町として特筆すべきでしょう。

町家・農家の平面・外観のあらましについてみてみますと、居室と土間の面積比率は時代的に古い大型住居あるいは農家の場合、著しくは変わりませんが、中・小型町屋の場合、土間部分が狭くなる傾向を強く示します。

居室の間取りは土間に対して、町家は1列・

2～3室や、2列・4～6室となります。農家では町屋とは違った間取り構成の3室や、または整形4～6室の間取りとなりますが、部屋境が食い違う間取りもみられます。このほか建物の柱間を土壁で仕切るいわゆる閉鎖型は古く、建具を多用した開放型へと発達します。

屋敷構えは地域的にみて奈良盆地及びその周辺部の農家は主屋を中央に建て、主屋周囲に門・納屋・蔵等の付属屋で取り囲んだいわゆる「囲い造り」と称する屋敷構えですが、この地方以外では主屋の前後か、左右のいずれかに付属屋を配します。一般的に町屋の敷地は概ね短冊形で、主屋は道路に面して建て、背後に付属屋を配した屋敷構えとなります。

屋根の形は町屋の場合切妻及び入母屋造で瓦葺きとします。農家の場合はさらに寄棟造が加わりますが、特に奈良盆地及びその周辺部には高塀造り（大和棟ともいう、勾配の強い切妻屋根は茅・藁で葺き、この両端に2～5筋位いの瓦で葺いた高塀が付き、片側か両側に一段低く瓦葺きの屋根が付いた形式）と



▲ 移築復原 正側面全景

称する屋根形が特色を現わしています。

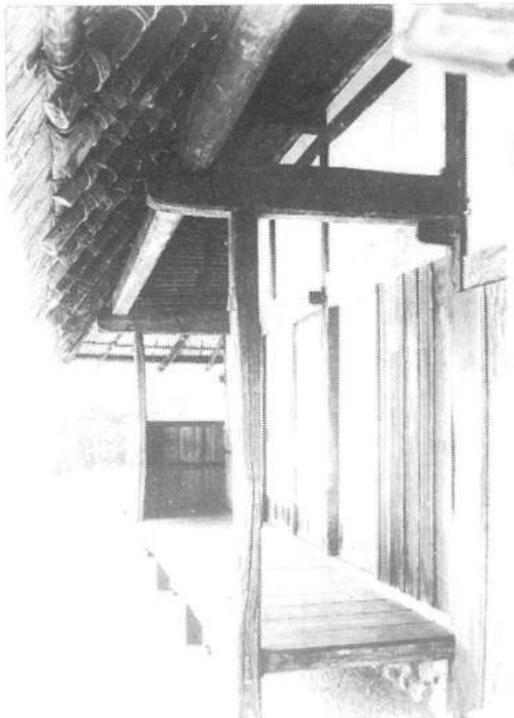
また屋根の葺材は町屋が概ね瓦葺きです。農家は茅・小麦藁・稲藁で葺きますが、本県南半の吉野地方では杉皮や杉材の薄板を用います。なお農家の下屋部分の屋根に瓦を葺き始めるのは17世紀末期頃からみられます。

翻って、農家について間取りの形式から変遷の一端をみてみますと、18世紀以後の基本形式は四間取りになりますが、古いものには前座敷をもつ三間取りがみられます。

この三間取り形式の農家が存在するのは本県東部の大和高原・宇陀山地・吉野郡吉野町・西吉野村の各地域にみられます。この地方では、まず前座敷をもつ三間取りから食い違い四間取り・整形四間取り形式へと分化したものと考えられています。

この様に間取りや、軸組方式、外観などは、民家の時代的変遷をよく示すところといえましょう。

さて次に述べる旧松井家住宅は、昭和56年10月奈良県が松井二郎氏から寄贈を受け、昭和62年6月当大和民俗公園の宇陀・東山集落に移築展示された農家です。



▲ 移築復原 表側縁

旧松井家住宅

松井家は宇陀郡室生村上笠間に在って、農業を生業とした家です。また当家の口伝によれば、その昔、代官を勤めたこともある家系と伝えています。

室生村上笠間は本県東部の大和高原・室生村の北部に位置しています。この上笠間は小盆地をなし、中央部南北に笠間川と、支流の峠川・川上川が合流するところです。また川添いには笠間峠越えの伊勢街道が通じ、早くから開けた土地柄でもありました。この地の生業は、江戸時代には農業を主としていたほか、山椒や漆、茶栽培などが行なわれていました。

旧松井家住宅は、笠間川と支流が合流する西側の小高い山の中腹、南斜面を造成した屋敷地の中央に建てられていました。

また屋敷の建物配置は、横長の敷地中央にこの住宅が建ち、表側に物干し場をとって、東・西側には二階建ての離れ屋が建ち、裏側に土蔵があって、この東隣は別建ちの風呂場となった配置でした。

さて、この住宅の建築年代は、解体調査中、天井裏から文政13年(1830)記の呪符札が発見され、また住居の様式手法上よりみて、この頃の建築と認められます。

この住宅は南南東を正面とし、桁行五間半、梁間四間、入母屋造り、茅葺き、屋根を葺きおろした、大変素朴な姿を表わしています。

建物平面は桁行の左半分を居室とし、右半分は土間となります。この土間の表側隅には「まや(牛小屋)」が設けられ、さらに東側には風呂場が付設されています。

居室部は桁行に食い違い四間取りで、表側二室は畳敷きで、このうち下手は「くちのみ(四畳)」、上手は「おくのみ(六畳)」、西面に床・押入れが付き、北面は造り付け仏壇を設えています。また裏側の二室は簧の子床で、このうち下手は「なかのみ(四畳半大)」、上手は「なんど(四畳半大)」です。

この居室の表裏に縁が付き、ともに開放ですが、表側の縁の端には便所を設けています。

土間部は一連の叩き土間とし、後方にひろしきが付き、この横にかまどが築かれ、さら



に妻側中央部は流し台が設けられています。

天井は上屋部分で居室・土間部分はともに一連の簀の子天井を張り、下屋部分は割竹編みとして軒裏を見せます。また「まや」の簀の子天井上はつしです。

一方、軸組構造は柱を立てて、足固め・差物・貫・敷桁・梁などの部材を用いて組立られます。この軸部の組立て部材のうちで、足固め材は土間側には無く、居室の柱筋のみで組込みます。一方差物・貫材は表側の上屋柱通りと、下手の二室廻りに入れ、その他の箇所では薄鴨居と貫材で柱間を組固めています。さらに居室で、間仕切りが食い違う箇所では柱を抜き、差物の横面え、もう一方の差物のほぞを差通して鼻栓止めとして組固めています。なお、敷桁は柱通りに架構しますが、柱の立たない土間の後半部では、大梁を縦行・横行の間通りに架け渡した上に束を立て、この敷桁を受けます。

小屋組は、上屋梁をほぼ一間間隔に架け渡した上に合掌を組んだ構造です。また上屋梁の先端が表側で敷桁からはね出して出桁を受け、せがい風の小天井を作りだしています。

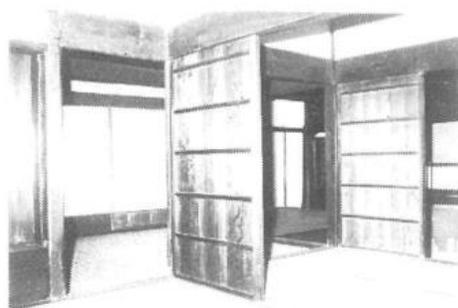
さて、民家は建築された当時の間取りや外観など、そのまま今日に伝えられているものは皆無とっていいでしょう。使用材料の耐久の年限や、あるいはその時代の家族構成の変化、また社会的・経済的事情などから、幾多の大小の修理・改造などが施されているのが常です。

旧松井家住宅を移築するにあたって、建物を構成していた全部材の一点一点から、仕口・ほぞ・部材各面の不要な穴・釘跡などの痕跡や、各部材の新旧材の選び分けなど、詳細な諸調査が実施されました。

この調査結果から、修理の程度と改造されていた箇所について、さらに建築当時の間取りや、外観についての様式・手法などが判明しました。

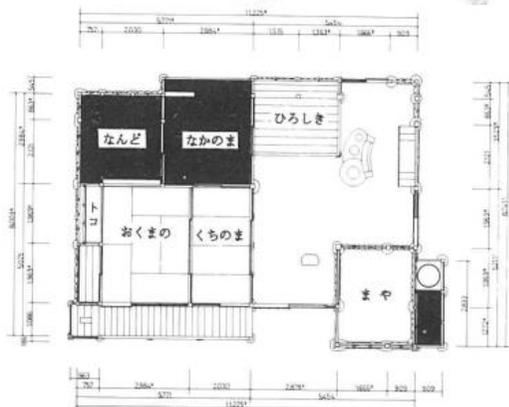
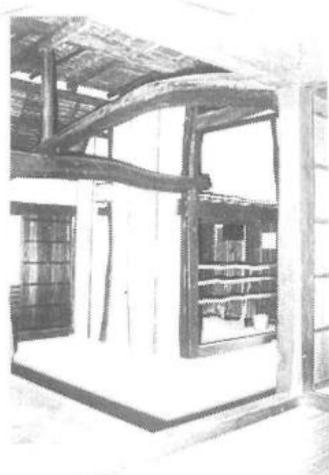
修理は屋根葺き替えを除き小修理であったこと、改造はひろしき・上がり縁・流し台・かまどなどと、風呂場が付設されていたところなどでした。

なお移築復原にあたっては先の改造箇所を撤去したうえ、建築当時の様式に改められま



▲「おくのま」より「くちのま」
「なかのま」を見る

▶「なかのま」より土間を見る



▲ 移築復原 平面図



▲ 移築前 平面図

した。移築前と移築復原後で旧規に復された箇所についての概要を以下に纏めてみます。

1. 「まや（牛小屋）」廻りの変更

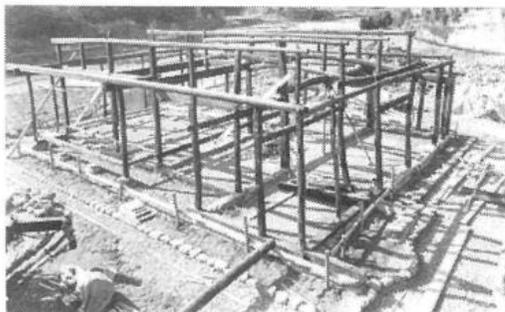
- 1) 正面外部の板張りを撤去し、真壁を現した。
- 2) 西面の南端柱間に馬栓棒を復した。
- 3) 西面の南から第二柱間の板壁を撤去し、上部を開放、下部は馬栓棒に復した。
- 4) 北面の東端間の開放部を真壁、内面を板張りに復した。

2. 土間廻りの変更

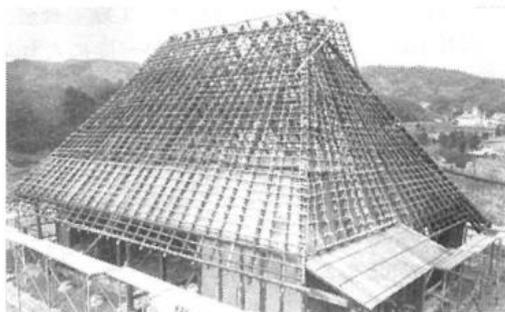
- 1) 東面出入口の硝子戸を、外側板戸・内側腰高障子の引き込みに復した。
- 2) 東面北より第三柱間の硝子戸引き違いを連子窓に復した。
- 3) 東面北より第二柱間の硝子窓を真壁に復した。



▲ 移築復原 縦行断面図



▲ 軸部組立中



▲ 屋根組立中

- 4) 北面東より第二柱・第三柱は後補材で、両柱位置を正規の梁行筋に復し、柱間装置を東面出入口の形式に倣い整備した。
- 5) 西面の上り縁及びひろしきを撤去し、北面の西半中央に柱を復し、この前縁をひろしきに整えた。
3. 「おくのま」「なんど」境の襖引き違いを造り付け仏壇構えに復した。
4. 「なかのま」「なんど」境の外方54cmの位置に柱を復し、「なかのま」北側に縁を整えた。
また「なかのま」西面の障子二枚を板戸に復した。
5. 「なんど」北面引き込み戸を撤去し、一間中央に柱を復し、東・西側の柱間に真壁を復した。
6. 正面縁の西端に便所を復した。
7. 「まや」東側に取り付く風呂場の各部材は明治頃の部材であったが、移築前の通り付設し整備した。

以上の通り、付設の風呂場を除き建築当時の間取りと外観に復原されました。

◆ ◆ ◆
この住宅の特色は、軸組は柱の立たない土間後半部を縦行・横行に大梁をかけるところ、上屋梁の先端が、表側で敷桁からはねだし、せがい風の小天井を作りだすところ、また裏側の上屋柱を梁・差物で上部を受けて省くところ、居室の裏側二室の床が簀の子床となること、さらに突き止め溝の手法を多用するなど、本県の民家の変遷を知るうえで様式手法をよく示すところ。

特に、居室の間仕切りが桁行方向に食い違う四間取りで、これは前座敷に二室が取付いた三間取りから発達したものと考えられます。

なお移築復原にあたっては当大和民俗公園建設審議会・民家専門部会の指導のもとにおこない、また解体にあたっては寄贈者松井二郎氏をはじめ、奈良国立文化財研究所並びに県教委・文化財保存課、同・文化財保存事務所及び室生村教委の各機関、各位より多大のご協力、指導をいただいたことに対し、深く謝意を表します。

④ 吉野郡大淀町持尾の年中行事

浦西 勉

大淀町持尾村は奈良県の中央部、吉野郡の入口に当る大淀町の北西部に位置する。また竜門・高取山脈の尾根筋で、もっとも西に位置する。村内はなだらかな丘陵地で畑がめだつ。かつて、主な生業は、田・畑の仕事であった。また、年に一回だけ農閑期に、静岡などへ売薬に出ることもあった。山仕事も少しあり、主に炭焼きや、柴を作ることであった。江戸時代『元禄郷帳』によれば村の石高は84,462石であった。村内の垣内は上垣内（四軒）中垣内（五軒）ムカイ垣内（三軒）の三垣内である。なお氏神は天髪神社、寺院は金蓮寺（浄土宗）である。家数12軒75人（昭和45年）である。以下は持尾村の年中行事である。

12月28日頃に餅搗きをする。29日は「ク（苦）」をつくと言ってこの日の餅搗きはさける。28日か30日（あわただしが）が餅搗きの日である。1軒で約3斗程の餅を搗いた。普通の丸いコモチの他にアワモチ、キビモチ、ドヤモチ（餅米と粳米との半分ずつの餅）、アラモチなどを作った。また、餅を搗いているその場ですぐ食べる餅がありこれをテネブリと言った。テネブリは豆の粉をつけて食べたり、近所にくばったりした。神棚に供える餅は、一番最初に搗いた。最初の水が美しく、粉もサラ（新しいから）であるからである。この餅を「ホシモチ」と言う。ホシモチは二重に重ねたもので、その上にツルシガキ、ミカンのをせて神棚・床に供えた。

年の暮、正月の買いものは下市の町へいった。「カズノコ」「ポウダラ」は必ず買った。カズノコのよく食べる婦人は子供を沢山産む



▲ 庚申の石塔と塔婆

ことができるという、喜ばれた食べものであった。下市への買いもので、女の子の新年の下駄を買ってくるが多かった。女の子は新年にこの新しい下駄を履くことを楽しみとした。大晦日には枕元にこの下駄を置いて寝ることもあった。元旦には、下駄を履きガラガラいわせて羽根突きをした。その時かけた言葉は「ヒトメ、フタメ、ミヤコシ、ヨメゴ、イツヤノ、ムサシ、ナナヤノ、ヤクシ、ココノツ、トォウ」であった。

大晦日から正月にかけて、今年の当屋（ホンドウヤと言う）と来年の当屋（アトドウヤと言う）が氏神さんにお籠りをする。当屋とは氏神さんを祀るその年の当番のことで、氏神さんの宮座に入っている人が順番に当たってゆく。大晦日から元旦にかけ当屋が火をたいて参拝者をもてなす。

元旦は、ユニオケに注連縄を張りそのオケに若水をくむ。また、家の人はその年のアケの方を向いて顔を洗った。

正月の箸には一方は栗の木を、もう一方は檜の木を使った。別の家では栗の木を二本とも使って箸とした。カマドの火をつかむ火箸も、栗の木と檜の木の二本を箸としたものであった。

正月の2日か3日頃、初山と称し、炭焼竈に、お鏡（ホシモチ）をもって行って供えた。持尾の村では炭焼がさかんであった。炭焼は12月末から3月頃までする。竈は「カイリョウガマ」と称されるものである。生木40貫で8貫の炭がとれると言われる。1竈で普通生木400貫を焼くから80貫の炭が一度にとれることになる。1俵4貫入るので20俵とれるのである生木にはクヌギ、ホソ、雑木にはネム（ネンプ）、カシ、クリを使う。生木を1mの長さに整え竈の中に立てるようにして入れる。約2昼夜半もやし、次に竈の口を土でふさぎそのまま2昼夜おいておく。約5日目に竈からとり出す。コモ俵に、上はクヌギ、ホソ、下は「クダケ」を入れる。明治末頃では、

1俵で2円(上の炭)であった。炭は桧垣本のコメクサ(辻本家の屋号)に出した。また、自分で大八車にのせて 下市まで「スマイランケ」と言いながら売りにゆくこともあった。1貫目なんぼなんぼといって秤で売った。中には2俵を一度に買ってくれる人もいた。

7日は七草粥を食べる。七草という名の草を5日の日に摘んで、6日の夜「トウドの鳥が日本の土地へ渡らぬさきにトコトコトコト……」と言いつつ、まな板の上で細かく切った。6日に摘まないのはこの日畑にお姫さんが回っているからであると言う。

8日に薬師のおまつりをした。寺(金蓮寺〔浄土宗〕)に薬師が祀ってある。以前は6日に青年団が米を集め、7日に当屋(年行とも言い、寺の世話人。三軒ずつ村中全部の家が当る。)の家にて餅搗きをする。そして8日にゴクまきをしたが、今は年行の人が各家に餅をくばる。この薬師さんは、乳の出ない婦人がおまいりして水を供えれば乳がよく出るようになると言われる。

1月14日はトンドをする。かつて、持尾村では各垣内ごとにトンド場と称される場が定まっていた。今は小字ツボイという道の辻の一角所で行なわれる。この日村中各戸から柴1束、藁12把(閏年13把)正月のシメナワなどの飾りもの、竹など持参する。トンドは、中心に杭を打ち込んでそのまわりに、藁などくくりつけて円錐形にする。区長さんがその年のアケの方から火をつける。トンドの火で餅を焼いて食べると歯痛にならないといわれ、主に子供が焼いて食べる。トンドの火は持って帰り、この火で明日15日の小豆のお粥さんを炊く。

15日は小正月と言って小豆のお粥を炊く。このお粥に、正月に神棚などに供えたホシモチ(鏡餅)を細かく切って入れる。この時、ホシモチは決して焼いて粥に入れてはならない。7日の七草粥にも餅を入れるがやっぱり焼かない。焼いて入れると粥の中から蛇が出て来るといわれている。小豆の粥はビワの葉の上のせて柿の木などの成り木に供えて回る。ビワの葉のかわりに榎の葉を使用することもある。成り木に供える時「ナツクレ、ナタデ切ルゾ」とか「ナラナキリトバスゾ」

など言って供える。また、成り木のほか家の神棚などにも供える。

小豆粥を食べる時カヤ(ススキ)の箸で食べるまねをする。そのカヤの箸はなおしておいて、春の靱撒きの時、水の入口のところへ立てかけておく。

16日からヤブ入りといて、持尾村から嫁に出たものは里に帰って来た。20日までをヤブ入りと言う。

正月にはその他、庚申講、伊勢講、日待講などの集りがあった。庚申の日が1月にあると初庚申と言い盛大に行なった。以前、三垣内ごとで庚申講を行なっていたが、今は村一つにまとめて村人全員が参加する。平年には、年に六回の庚申の日があり、その日順番で当る当屋の家に集まって雑談をする。「話は庚申の日に」と言われているためこの日はゆっくり話をしたそうである。当屋は一回ごとに次に移る。かつて当屋では団子を作り、夕食も作っていたが、今は茶菓子をつまんで世間話をする。閏年の庚申の年の最後の庚申の日に「庚申の申し上げ」ということをする。寺から僧侶を招いて、ネムの木でツノ(Y型)状の棒に「青面金剛……」という塔婆を書いてもらい寺の門の前にある庚申塔に立てかける。餅など作って供えたこともあった。(写真)

日待講は正月の14日に行なう。この日、宮さんに籠ったが今は当屋の家に集まる程度である。

伊勢講は16日に集まる。正月以外に5月、9月、11月の16日にも集まる。伊勢講山というのがあり、この山から上る収益(年貢)を貯えておいて伊勢神宮へ参詣した。伊勢神宮の参詣はこのうえなく楽しみであった。

1月に行なわれた行事の中で、今は全くやらないが、小正月の日に山の神と言うものを個人の家で祀った。この山の神とは、ススキを弓の形に作ったもので、この中に松を入れ、弧形にし、弓の弦を藤ズルで張った。これを山の神様と称し三つ程作りカラウスに祀った。この山の神様に、お鏡なども供えた。

2月の年越には生のイワシの頭を柁につきさした。これをオニノメツキと言う。これを家の入口、出口などにさしておいた。イワシの頭は光るようにといて、焼かなかった。

この日の夜、必ず麦めしを食べた。麦めしをよそってもらうとすばやくたべてしまわねば横から鬼が食べにくるという。大豆はヨツ（午前10時）までに煎っておかなければならない。煎った豆を、氏神さんに持ってゆき豆をまく。「鬼は外、福は内」と言ってまく。家では、自分の年の数だけ豆をつかめば福がくると言う。

この夜は、宮座の今年の当屋（ホンドーヤ）と次の当屋（アトドーヤ）が宮さんでこもる。当屋のつとめる任期は1月1日からケンショウオサメの12月1日までである。当屋とは別に、座のものが毎年順番に「サヘイ」という役を務める。これに当たると毎月1日に氏神さんに餅や供え物を持ってゆき、掃除などもする。

初午の日には厄年の人が 国中の方へ参詣するが、特別に定ってどうこうすることはない。

3月3日を3月のセックと言う。女の子が生まれた時、里からオヒナサンが贈られる。それを座敷に飾る。セックの日の供え物は、小豆のごはん、ワケギのスワイなどを供えた。アラレも供え、子供達を招いてこれらを食べる。このことをヒナアラシと言う。

春の彼岸には墓まいりをする。

4月8日、お寺にて甘茶をいただく。お釈迦さまの立っている屋根を、レンゲの花でふき、甘茶をかける。甘茶は明治末頃の子供にとって、甘いものが少なかったのでなよりの楽しみであった。

この頃「山のぼり」と言って、弁当持ちで持尾村のイッポン松に登った。ツツジの花が満開でケ（風景）の良いところであった。村中の者がさそいあって登った。

5月2日をレンゾと言った。

5月のセックには嫁に行った先に男子出産した年にはチマキを作り、持ってゆく。チマキは米の粉を団子にし、円錐型にした餅の下に笹竹かカヤのジクをさし、カヤの葉でくるみ、その上から「イィ」で亀こうに結んでゆく。これを三本くりつけた。チマキ以外にカシワモチなどもこの日に作った。最近になって子供の日と言うが昔はセックと言っていた。

4月27、28日頃に榎まきをした。榎をまい

た水口に、1月15日の小豆のお粥を食べたカヤの箸とツツジとを立てる。

以前は裏作としてナタネ、麦などを作っていた。ナタネは商人が買いにきた。多くは下市のオダコ（沢井家の屋号）であった。ナタネは九月の彼岸に種蒔きをした。麦はハダカ麦・小麦を作り6月田植前に刈りとり7月田植が終ってから脱穀した。7月のハンゲシヨには小麦餅を作った。

田植は6月上旬に行なった。田植終りをサナブリと言う。持尾村全部が終わるのをまって、サナブリの日1日休む。田植の手伝いあい「イィ」と言って1日借りると1日返す「イィガエシ」と言う。また、田植の頃は近所から子守りをやとうことがあった。1年に3円とか5円とか言ってやとう。12才ぐらいの女の子が多かった。

また、すべての家に牛を養っており、そこをウマヤ、ウチウマヤと言った。この牛で田をすいたり、畑のハゼガキもした。

苗を植えてから20日頃（7月上旬）から草取りをした。これをアラカジと言う。また1週間から10日目に2番カジという草取りをした。以上2回「カジル」と言う。次に10日後にナラシ、1週間後に2番草トリ、次に1週間後にアゲグサという作業をする。旧暦の8月1日までに草取りを終える。夏の暑い最中でミノなどつけて、ホウカブリして草取りをした。

旧暦6月1日に柿の葉ずしをつくる。商人が塩サバを売りに来た。サバは塩で固めるとうすく切ることができた。

水不足の時には雨乞いもよくやった。宮さんにある33度石から神前まで往復して何回もお祈りしたり、山の背に竹を割って作ったタイマツを持って「雨タンモレ雨タンモレ」といっつつ歩いた。雨乞いには村中の人ほとんど参加した。雨が降ると「アマヨロコビ」をした。宮さんに供えものと百燈明をあげた。

旧暦7月7日は、井戸の水をかえた。また、前日の朝に新竹に短冊を付けたタナバタを作り、7日の朝、持尾川に流した。この頃には、空には天ノ川がよく見えた。この日は七日盆とも言って、盆が始まる。

盆は今は新暦の8月に行なわれる。12日か

13日に土葬しているハカヤマ（村の小高い場所）の掃除を村人全員です。

13日はソソジヨサンを迎えにゆくと言う。寺にある石塔の所に詣る。この時、お膳の上にハスの葉を敷き、その上にロウソク、線香、萩、女郎花、キキョウ、ボウズ花、カルカヤ、マキのシン、スイカ、カボチャ、ナスビ、キュウリ等をのせて詣る。ソソジヨサンの供えものは野菜が多いので「青物市や」と言われる。この時、寺でスイカを食べてもらい、スイカの汁を膳にためておき、それを大切に持って帰って仏壇に供えるとか、またからになった膳を持って帰る。これは、ソソジヨサンがお膳に乗って帰ると言われるのでそうするのである。寺に石塔のない家は、持尾川へ迎えにゆく。その時には薬とアサガラで作ったタイマツと供えものを持っていった。そのタイマツは川辺に立てて焼いた。タイマツはそのままたてて、燈明に火をつけてそれを持って帰った。

盆の14日はお寺の住職さんが棚経と言って各家々を回る。

15日この日までソソジヨサンを祀る。迎えてからこの日まで、仏壇の茶をさめないように何回もかえてゆく。この茶をためてする時は無縁仏にまきに行ったり、雨だれに流したりする。この日の夕方、川へソソジヨサンを流しにゆく。川辺で、線香をたき、盆花や、供物など流す。ソソジヨサンが帰って居るあいだは「ソソジヨサンが帰っているから泣きなや」と子供にさとし、流したあと「やれやれ」という気持ちであった。

16日からはヤブ入り。この日から附近の村々では次々に盆踊りがなされる。8月末まで各地で盆踊りがあって若い者は順々に踊りに行った。盆踊りの曲目は伊勢音頭、江州音頭、祭文などであった。昔は盆踊りの日ぐらいは、娘の外出を許したので、青年の人は喜んで他村まで踊りに行ったのでにぎやかであった。

20日はハツカ盆と言い特に行事はないが、ヤブ入りの終りであった。

24日は地藏盆と言い、地藏さんを祀る。村内の二ヶ所に地藏さんがまつられており、一体はジゾーガサキ（小字）の地藏、もう一体はゴアミの地藏と言われる。村人全員で地藏

団子を作り 供えてから参った人に配った。ゴアミの地藏は歯痛の時に、焼いた餅を供えると治してくれた。

9月1日ハッサクと言って宮さんに参る。5月2日のレンゾの日からこのハッサクの日まで昼寝をした。

旧暦の8月15日、豆名月と言いエダマメを月に供えた。

旧暦の9月15日、イモ名月と言い小芋（サトイモ）を平年12個（閏年は13個）を月に供えた。この供えた小芋は、嫁さんのもらってない青年は食べてはいけない。なお、夕方子供が供えものを盗みに来る。盗まれたほうが喜ばれた。

秋まつりは10月9日。7日が餅つき、8日がオワタリ。宮座あるいは座講というのがあるが、何軒かの家が決っていたが、今は村人全部で営む。

7日ゴク搦きで前当屋・本当屋・後当屋が集まって、本当屋の家で行なう。この日、8日、9日に使う御幣を3本作る。

8日オワタリといい、本当屋から氏神さんまで御幣を夜8時頃持って移動する。供えものもその時持ってゆく。

9日、甘酒を氏神に供える。

稲刈りが終わるとカマオサメと言ってその日は休みである。

脱穀が終わるとカナゴキオサメと言ってその日は休みである。

ウスヒキが終わるのが12月に入ったころであった。

12月8日はアキジマイとかイノコと言う。サトイモの飯を炊いて握りそれに、小豆のアンをつけてオハギを作った。イノコの夜、子供達が各家々に回った。その時、子供は「イノコの晩に餅つかん家は……ベタバタ」と唱えて 薬づとを庭先で打ちつけた。

昭和47年1月28日・2月3日に聞く。持尾村在住の

中家好治（明治30年生れ）

木寅久三（明治35年生れ）

中家しずえ（明治36年生れ）

大西カメノ（明治29年生れ）

以上の方々からの話をまとめました。

民俗公園だより

植物と民俗(2)

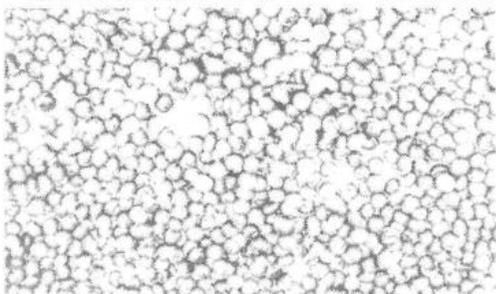
トチノキとトチモチづくり

近畿中南部から西日本、四国、九州にかけては常緑広葉樹を主体とする照葉樹と呼ばれる樹林帯であります。奈良県全域がこの照葉樹林帯に属するわけですが、吉野地域の一部で標高の高いところでは、トチノキ、ハウノキなどの落葉広葉樹林帯があります。この樹林帯は照葉樹林帯のすぐ北側に接する樹林帯であります。大和地方の生活の背景が照葉樹林帯であるのに対し、中部・関東地方はこの落葉広葉樹林帯を背景としています。ミズナラ帯とかブナ帯と呼ばれるこの樹林帯では、リンゴの栽培が可能な地域で、ミカン栽培が可能な照葉樹林帯と対比されます。

日本の歴史の本流が常に照葉樹林帯のなかで演じられ、奈良県の庶民の日常生活の様々な風俗、習慣が照葉樹林帯と深くかかわりをもっているといえます。このような点から、奈良県の民俗のなかでも、吉野地域のこの一部は特徴的な地域とみることが出来ます。ト

チモチづくりの意味を考えるに際しても、重要な観点であります。

トチノキは樹高20mにも及ぶ落葉高木で掌状の大きな複葉をもち、花は直立する円垂状の花序で、5月の新緑の季節にハウノキの花の芳香とともにみられます。果実は直径5cmぐらいの大きさで、中の種子も直径4cmもある大きさです。ドングリを大きくしたような形で、食用としては十分に魅力のある大きさをもっています。ただし、アクぬきをする必要があります。アクぬきは縄文時代以来の技術が伝承されています。灰汁と多量の水によってアクをぬきます。昔はでんぷん質の食料として重要な意味をもっていたのですが、現代では、風土と結びついた伝統的食べ物として残っています。 [榎村光司]



▲ トチの実

【お知らせ】

奈良県100年記念 明治・大正・昭和生資料展

—ムラとイエのくらし—

奈良の近代100年を支えた庶民の生活資料

展示内容

- ◇ムラのくらし—かんがい・運搬・交通・交易
- ◇イエのくらし—イエのくらしとあかりの変遷
- ◇ムラとイエのくらし(1)—子供の世界
- ◇ムラとイエのくらし(2)—ムラ・イエのいとなみ
と先祖をまつる風習
(昭和63年6月30日まで)

大和の生業 稲作・大和のお茶・山の仕事

【閉室のお知らせ】 特別展終了後展示替のため7月1日から7月14日まで一部閉室いたします。なお、常設展は見学していただけます。

【テーマ展】 (予告)

■大和の民俗展 (庶民の使った民具を多数展示します) 63年7月15日→64年6月30日

【ビデオ学習室】

—公開中—

- ・奈良県内の年中行事・民俗芸能・むかし話など250番組を自由に視聴できます。
(ビデオディスク21席・ビデオテープ6席)
- ・大型ビデオ新設(団体利用者用)

【園内の草花のみどころ】

- ・花ショウブ園(5月下旬～6月中旬)
- ・ハコネウツギ(5月中旬)
- ・ツツジ・サツキ(5月中旬～6月中旬)
- ・クチナシ(7月上旬)
- ・アジサイ(6月中旬～7月上旬)

【編集後記】

民俗公園及び民俗博物館も13年を経過しました。日曜・祝日などには公園利用者も増え、文化的なレクリエーションの場として知られてきたのでしょうか。家族連れが、昔の民具や民家を見ながら散策する、格好の場となっているようです。



なら・シルクロード博

1988. 4.24～10.23 奈良公園一帯/平城宮跡一帯



クリーンな心で
グリーンな奈良

おすすめしよう！親切・美化県民運動